

市税などの納め忘れはごいけませんか？

納期限後、一定期間が経過しても納付が無い場合は督促状を発送しておりますが、その後も納付が無い場合は延滞金が増算される場合があります。領収書などで、納め忘れがないかご確認ください。

また、催告書が送付された後も納付されない場合は、差押などの強制処分となることもありますので、納付したか確認できない・すぐに納付できないなどのときは、税務課収納対策室へご連絡ください。

市税の納付には、便利で確実な口座振替のご利用をおすすめします。口座振替で納付していただきますと、出掛ける手間が省け、納付のし忘れを心配する必要がありません。

各納期限（口座振替日）に、ご指定の口座から振替させていただきます。

振替額は、納税通知書に記載されています。

【口座振替対象の市税】

- ・固定資産税
 - ・個人市県民税（普通徴収分）
 - ・軽自動車税
 - ・国民健康保険税
- ※介護保険料・上下水道使用料なども口座振替可能ですので、

各担当課にお問い合わせください。

【口座振替の申し込み方法】

次の金融機関の窓口で申し込みできます。

- ・常陽銀行・茨城みなみ農協・みずほ銀行・三井住友銀行・筑波銀行・茨城県信用組合・水戸信用金庫・東日本銀行・結城信用金庫・ゆうちょ銀行

▼申し込みに必要なもの

- ・預貯金通帳（または、口座の確認できるもの）
- ・通帳の届出印

みんなでつくるみんなのクラブ！

《平成24年4月設立予定》
総合型地域スポーツクラブの旗印・基本理念決定！

【基本理念】

旗印は「案」

つくばみらい市総合型地域スポーツクラブは、スポーツを通じてさまざまな喜びを共有し、気軽に楽しく健康・体力づくりを促進するとともに、クラブが行政・企業・地域社会と協働するための事業を推進していくことを目的として、以下の5本の柱を基本理念とし活動していきます。

・口座振替依頼書（金融機関窓口または税務課収納対策室にあります）

※口座振替を申し込み中であっても、残高不足などにより口座引落しできない場合があります。その場合は、納付書で納めていただくこととなりますのでご注意ください。（再度の引き落としはできません）

※振替結果については通帳の記帳でご確認ください。

問 伊奈庁舎税務課収納対策室
☎ 58・2111（内線1141～1144）

ます。

「クラブの基本理念5本柱」

- ① 気軽に楽しく
- ② 人と人との絆を大切に
- ③ ずっと健康・もっと健康
- ④ 心身共に健全で魅力ある人間づくり
- ⑤ 活気あるまちづくり

現在、この旗印、基本理念を目標としたクラブづくりを行っております。

問 総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会
☎ 58・4005

「所有している農地を貸したい」と考えている方へ

農業経営基盤強化促進法が改正され、農地を効率的に利用し、面的な集積を促進するため「農地利用集積円滑化事業」が創設されました。

市では、農地利用集積円滑化事業のうち、次の事業を実施します。

農地所有者代理事業

農地の所有者の方が、農地利用集積円滑化団体に対し、農地の貸し付けに係る委任をし、農地利用集積円滑化団体が農地所有者の代理となり、農地の貸し付けを行う事業です。ただし、農地の所有者は、農地の受け手である耕作者を指定することができます。


【農地利用集積円滑化団体（実施主体）とは】

つくばみらい市担い手育成総合支援協議会（つくばみらい市農政課内）と茨城みなみ農業協同組合です。

農地を貸したいと考えている方は、ご相談ください。

問 谷和原庁舎農政課
☎ 58・2111（内線8156）

借りたい



- ・農地を集約して機械を有効に利用したい。
- ・規模拡大して安定した経営をしたい。

協議・調整


農地利用集積円滑化団体



- ・つくばみらい市担い手育成総合支援協議会（農政課内）
- ・茨城みなみ農業協同組合

委任

貸したい



- ・勤めが忙しくて農作業ができない。
- ・後継者がいないので農業をやめたいが農地は売りたくない。